

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学理工学部の組織に関する規程（平成29年理工学部規程第4号）第7条の規定により、大分大学理工学部及び大学院（以下「本学部等」という。）に設置する、大分大学理工学部学部長室会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 会議は、本学部等の運営を円滑に行うため、本学部等の運営に関する連絡及び調整を行い、並びに次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学部等の将来構想、人事及び予算に係る中・長期的な基本方針に関する事項
- (2) 本学部等の運営に関わる緊急に協議決定を必要とする事項
- (3) 本学部等の各委員会間の調整に関する事項
- (4) その他学部長が必要と認める事項

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 理工学部選出の教育研究評議会評議員
- (4) 学科長
- (5) 事務長
- (6) その他学部長が必要と認める者

2 前項第6号の委員は、学部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 会議に議長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 議長は、原則として、毎月1回、会議を招集する。
- 3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代行する。
- 4 議長が必要と認める場合は、臨時に会議を招集することができる。

(会議)

第6条 会議は、委員の4分の3以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席者の全員一致によって議決するものとする。
- 3 議長は、緊急の場合その他やむを得ない事態が発生したときは、その事態に対する措置を決定し、事後、会議の承諾を得るものとする。
- 4 学部長は、議決した事項について、適宜の方法により、教授会の構成員にその旨を報告しなければ

ならない。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席者」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の出席)

第8条 会議が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(議事録等の作成)

第9条 議長は、会議の議事録又は議事概要を作成する。

(事務)

第10条 会議の事務は、理工学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この細則は、令和5年6月7日から施行する。